

平成24年度 第3回青森県医療審議会議事録

日時 平成25年1月31日（木）

午後4時30分～5時

場所：青森国際ホテル 3階 孔雀の間

平成24年度第3回青森県医療審議会

日 時：平成25年1月31日（木） 午後4時30分～5時00分

場 所：青森国際ホテル 3階 孔雀の間

出席委員：齊藤（勝）委員、村上（秀）委員、村上（壽）委員、和賀委員、三浦委員、小野委員、山口委員、木村（隆）委員、須藤委員、石田委員、堀内委員、中路委員、石岡委員、倉成委員、古木名委員、齋藤（長）委員、木村（誠）委員、安井委員、田中委員（委員27名中19名出席）

（司会）

事前に配布させていただいております資料の確認と、訂正がございますので資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元には本日の青森県医療審議会の次第、席図、出席者名簿。

資料1としまして、県医療審議会と書かれたもの。

資料2、青森県医療審議会の部会について。

資料3、医療計画について。

資料4、医療計画の見直しに係るスケジュール（案）。

資料5、医療計画部会の検討状況。

資料6、青森県医療法施行条例の制定について。

という資料を配布させていただいておりますが、皆様のお手元に配布漏れ等、ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、資料の訂正をお願いいたします。

本日の席図と出席者名簿でございますが、まず席図の方でございます。議長席に向かいますと右手、事務局からお二人目、公募・対馬委員と記載させていますけれども、本日、対馬委員はご欠席されております。ここ、欠ということで削っていただけますでしょうか。

それから、議長席に向かいますと左手の席、事務局側から4人目、青森県作業療法士会長の原委員、こちらも急遽欠席とご連絡いただきました。こちらも欠席ということでお願いいたします。それから、今、議長席に向かいますと4人目、精神科病院・診療所協議会副会長の千葉委員でございますが、若干遅れお出でになるというご連絡がございましたので、そこは空席でございますけれども、本日出席予定ということでございます。

それからもう1つ修正があります。本日の出席者名簿でございますけれども、出席者名簿下から6人目、原委員、青森県作業療法士会長の原委員、出欠の所○となっておりますけれども、欠ということで修正をお願いいたします。

それに伴いまして、表の一番下、委員27名中21名出席となっておりますが、こちら20名出席になります。

以上、お詫びして修正をお願いいたします。

それからもう1点、申し訳ございませんでした。席図の方、議長席に向かいますと左手、事務局側お一人目、田中委員でございますが、青森県介護福祉士会事務局と書いておりま

すけども、青森県社会福祉士会の誤りでした。お詫びして訂正お願いいたします。

それでは、定刻を若干過ぎましたので、ただ今から、「青森県医療審議会」を開会させていただきます。

開会にあたりまして、江浪健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

(江浪部長)

青森県健康福祉部長の江浪でございます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度第3回目の医療審議会ということでございますが、委員改選後の第1回目の会議ということでございます。各委員には、この度、青森県医療審議会委員を快くお引き受けくださりましてありがとうございます。

また、皆様には日頃から保健医療行政の推進はもとより、県政全般にわたりまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことにつきまして、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、今年度進めております「青森県保健医療計画」の見直しについてでございますが、本審議会の医療計画部会におきまして、計画の基本方針や構成、二次保健医療機関基準病床数などについてご検討いただいておりますほか、がん・脳卒中などのいわゆる5疾病5事業と、在宅分野の各分野ごとに関係する協議会などにおきまして検討を進めていただきまして、その内容を踏まえて、現在、取りまとめや調整などを行っているところでございます。

本日の医療審議会では、その検討状況につきましてご報告いたしますほか、本審議会では昨年ご審議、ご議論いただきました「青森県医療法施行条例案」制定の進捗状況につきましてもご報告をさせていただきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様にはそれぞれの専門的見地からご意見、ご検討をお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(司会)

それでは、本日の会議の成立要件をご報告させていただきます。

医療法施行令によりまして、医療審議会の会議につきましては委員の過半数の出席が必要とされておりますが、本日、委員27名のうち20名のご出席をいただいておりますので会議が成立していることをご報告いたします。

それから先ほど、部長のご挨拶にもございましたが、本日、改選後初めての会議でございますので、議事に先立ちまして各委員につきまして事務局からご紹介させていただければと思います。

恐縮ではございますが、委員の皆様、お名前を呼ばれましたその場にお立ちくださいますよう、よろしくお願いたします。

それでは、議長席に向かいまして右手の席から順にご紹介させていただきます。

青森県医師会長 齊藤委員です。

青森県医師会副会長 村上秀一委員です。

同じく青森県医師会副会長 村上壽治委員です。

隣の席、先ほどもご報告させていただきましたが、精神科病院・診療所協会副会長の千葉委員につきましては、若干遅れてお出でになるとご連絡いただいております。

続きまして、青森県歯科医師会会長 山口委員です。

青森県町村会副会長 須藤委員です。

陸奥新報社編集局報道部長 石岡委員です。

青森県理学療法士会副会長 古木名委員です。

青森県栄養士会専務理事 齋藤委員です。

公募委員でございます。堀内委員です。

続きまして、議長席に向かしまして左手の方をご紹介させていただきます。

弘前大学大学院医学研究科長 中路委員です。

国立病院機構青森病院長 和賀委員です。

全国自治体病院協議会青森県支部長 三浦委員です。

全日本病院協会青森県支部理事 小野委員です。

青森県薬剤師会会長 木村委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会長 石田委員です。

日本公認会計士協会東北会青森県会長 倉成委員です。

青森県消防長会副会長 木村委員です。

青森県介護福祉士会事務局長 安井委員です。

青森県社会福祉士会理事 田中委員です。

他、本日ご欠席の委員をご紹介させていただきます。

本日の出席者名簿をご覧くださいませでしょうか。

本日ご出席の皆様のほか、青森県議会環境厚生委員長の丸井委員。

青森県市長会副会長の小林委員。

健康保険組合連合会青森産業保健師看護師連絡協議会長の工藤委員。

公募委員でございます対馬委員。

社団法人青森県看護協会会長 齋藤委員。

一般社団法人青森県作業療法士会会長 原委員。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会長 前田委員。

6名の委員につきましては、本日、それぞれのご都合により欠席となっております。

続きまして、事務局の職員もご紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました、江浪健康福祉部長です。

健康福祉部 藤岡次長です。

続きまして右手です。

大西保健医療政策推進監です。

藤本医療薬務課長です。

私、本日の司会を務めさせていただきます、医療薬務課長代理の嶋谷と申します。

他、関係課、関係グループの職員も出席させていただいております。

それでは議事に入らせていただきます。

はじめに、今回、改選後初めての会議ということで、会長、それから会長職務代理者の選任を行わせていただきたいと思います。

会長の選任につきましては、お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。

資料1の1ページ目、医療審議会の組織・運営等に関する法令という所で、医療法施行令第5条の18第2項にごございます規定によりまして、会長は委員の互選により定めるとされております。

委員の皆様、いかがでしょうか。もしよろしければ、事務局から案を示させていただきます、皆様にお諮りしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、これまで県医師会の齊藤会長にこの医療審議会の会長をお願いしておりました。引き続き、齊藤委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、齊藤委員を会長に選任ということでよろしいでしょうか。

早速でございますが、齊藤委員には会長席にお移りいただけますでしょうか。

それでは齊藤会長、就任のご挨拶を一言頂戴できますでしょうか。

(齊藤会長)

ただ今、会長に選任されました齊藤です。

委員の皆様方のご協力をいただきまして、職務を果たしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、ここから先の議事進行でございますが、関係法令によりまして、医療審議会につきましては、会長が会務を総理するというふうにされております。議事進行につきましては、齊藤会長をお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしく願いします。

(齊藤会長)

それでは、会議を進めて参ります。

本日の議事録署名者は、小野委員と石田委員をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

それでは、会長職務代理者の選任を行いたいと思っております。

医療法施行令の規定により、会長職務代理者は委員の互選により定めるとされておりますが、よろしければ改選前に引き続きまして、弘前大学大学院研究科長の中路委員にお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。

それでは、中路委員、よろしく願いいたします。

ご異議がないようでありますので、職務代理者は中路委員にお願いするということにいたします。

引き続き、部会員の指名を行います。

部会員は、会長が指名するとされておりますが、事務局案があるようですので参考にしたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の三浦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の方から、資料1と資料2でご説明申し上げたいと思っております。

失礼して座って説明させていただきます。

まず、資料1をご覧いただきたいと思っております。

資料1の1枚目に医療審議会について記載されております。

本日のこの医療審議会につきましては、医療法第71条の2に定められておまして、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項をご審議いただくために置くものでございます。

その下に医療法施行令ということで、審議会の運営・組織に関することの説明が載っております。

委員につきましては、5条の16によりまして30人以内で組織するということと、その下にありますように、医師・歯科医師・薬剤師・医療を受ける立場にある者、及び学識経験者なるものから都道府県知事が任命すると。委員の任期は2年とされております。

先ほど、審議会の会長互選、こちらの方はご説明しておりましたので省略をさせていただきます。

下の方に移っていただきまして、下から2つ目の第5条の21という項目をご覧ください。

審議会には、部会を置くことができると定められております。部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名するとされております。

次のページをお開きください。

次のページに青森県の医療審議会の運営要綱が記載されております。この中で設置する部会について、第2の所で説明がございます。(1)から(4)まで、こちらの部会が設置されることになっております。

部会の所掌事務について、第3の所に記載がございます。

(1)として、医療法人部会。これにつきましては、医療法の規定により医療法人に関

することを審議いただくこととなります。

(2)といたしまして、有床診療所部会。こちらにつきましては、診療所の一般病床設置の届出に関する事及び療養病床の特例許可。または特例許可の申請に対する勧告。これについてご審議いただくこととなります。

次に病院医師配置標準特例措置部会。こちらにつきましては、病院の医師の定員を3年間に限り減じようとする旨の申請に対する許可に関する事をご審議いただきます。

最後が(4)で医療計画部会です。これにつきましては、医療計画に関する事をご審議いただくこととなります。

その下に部会の会議ということで記載しておりますが、部会長が会議の議長をしていただくこととなります。

次のページをご覧くださいと思います。

持回り会議と書いてありまして、(1)から(3)の会議につきましては、持回りで開催することができるかとされております。

次に資料2をご覧くださいと思います。

資料2の1枚目の所に医療審議会とありまして、部会の構成が示されております。先ほどお話ししましたこの4つの部会がございます。それにつきましては、会長からご指名をいただくことになるんですが、これまで継続性、それからこれまでのご審議の関係から事務局の方でご指名の案をお付けしております。こちらの案の方は2ページ目に医療法人部会、それから有床診療所部会がございます。

そして3ページ目に病院医師配置標準特例措置部会、医療計画部会、こちらの2つの部会の部会員の案がございます。

説明は以上です。

(齊藤会長)

基本的に今の説明のとおり、各部会を指名したいと思いますので、指名された部会員の方はよろしく願いいたします。

なお、欠席された方には、事務局から連絡してください。

それでは、議題に従いまして議事を進めて参ります。

(1)の青森県保健医療計画の検討状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では、事務局から資料3と4と5を使いましてご説明をさせていただきます。

まず、資料3をご覧くださいよう願いいたします。

資料3、タイトルが「医療計画について」となっております。

本県におきましては、「保健医療計画」ということで保健の部分も併せて作成をしておりますが、医療法に定めるものは「医療計画」となっておりますので、「医療計画」というものから先にご説明をしたいと思います。

1番に策定の根拠ということで記載されております。

医療法30条の4におきまして、都道府県は厚生労働大臣が定める良質かつ適切な医療を

効率的に提供する体制の確保を図るための基本方針に即して地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めるとされております。

本日、医療計画につきましては、今年度見直しということで24年度中にいろいろとご検討いただいて参りましたが、改選後、初めの会議ということですので、改めてこの医療計画についてお話し上げるものです。

2番目に医療計画の目的がございます。

地域で切れ目のない医療の提供を実現することで、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保していくために、これを作成するというものでございます。

3番が見直しの時期です。

医療計画につきましては、5年ごとに見直しをするとされております。現行の県の保健医療計画は24年度までとなっておりますので、25年度から新しい計画を作成する必要があります。そこで24年度中に医療審議会の中で見直しのご検討をお願いしているものです。

4番は、策定手続きの概要となっております。

(1) から (4) までございますが、例えば、(2) の所で都道府県の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の学識経験者の団体の意見を聴くこと。

また、(3) の所で医療審議会、市町村の意見を聴くこととされているものです。

5番の所に医療計画の記載事項について説明がございます。それにつきましては、この(1) から (9) までとなっております。

資料の裏をご覧くださいと思います。

今回の医療計画の見直しの主眼と申しますか、それについて(1) から (4) まで記載をしております。

(1) としまして、二次医療圏の見直し、二次医療圏は設定されているものですが、これについて入院医療一体の区域として提供できているかどうかという観点から検証するようにと。これは国の方の見直しの方針となっております。特に20万人未満の医療圏については、設定の見直しを検討するようということになっております。

それから(2) ですが、PDCAサイクルの推進ということで、プラン・ドゥ・チェック・アクションというこのサイクルで計画を推進していくというものでございます。

今回は、公的統計等によるデータを用いた指標を使いまして、その指標を持って本県の立ち位置を見まして現状を把握して、課題を抽出して、そこから数値目標を設定して、目標設定のための施策の策定をしていくと。このサイクルを回していくということで計画を推進していくとされております。

(3) につきましては、在宅医療の医療体制の充実・強化です。これまで4疾病5事業ということで、医療体制につきましては、がん・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病、それから事業といたしましては、救急・災害・周産期・小児・へき地というものにつきましては、医療の体制を医療計画の中に記載することとされておりましたが、これにつきましては、在宅医療につきましても、今回の見直しで追加となっております。

(4) に精神疾患の医療体制の構築とありますが、精神疾患につきましても新しく医療体制の方に記載をするようということになっております。

ですので、この点を主眼としながら見直しをご検討いただいてきたものであります。

7番は青森県の保健医療計画ということで、保健医療計画、平成元年から策定していること。保健分野も併せて策定していることにつきまして、ご説明を記載しております。

次に続きまして、資料の4で、これまでの検討、それからこれからの検討のスケジュールについてご説明申し上げます。

大きく2つの欄に分かれておまして、左の方が医療審議会と医療計画部会でのご検討のスケジュールになっております。

右の方がその他ということで、県の内部でありましたり、各保健医療圏で検討している内容、それについて説明が記載されております。

この医療審議会につきましては、5月と10月に開催いたしまして、中間報告等を行っております。

それから、医療計画部会につきましては、7月と10月に開催いたしましてご検討いただいております。

今回は、3回目の医療審議会ということで、今回の組織会で計画部会員を指名していただいた後に急で申し訳ないのですが、医療計画部会を開催させていただきまして、そこでまた3回目ということでご検討いただきたいと考えております。

こちらの方で3回目の医療計画部会でご検討いただきましたものにつきましては、これからパブリックコメントということで、広く意見を募集することになっております。

ただ、今回のご検討いただいたものにつきましては、ここの大きい囲みで「パブリックコメントで公表する医療計画案について」と書いてありますが、まずは今日の部会でいただきました意見を反映して、案の方を修正いたしまして、それにつきまして、まず医療審議会の委員の皆様、それから関係の所、保健所等に意見照会をしまして、最終的に作成して参りたいと思っております。

最終的にパブリックコメントにかける案につきましては、計画部会長、医療審議会長と職務代理者のご了解をいただいたもので出していきたいと思っております。

大体2月の中旬から3月の中旬までパブリックコメントをやりまして、その中でいただいた意見を踏まえながら、最後に3月の下旬に第4回の医療審議会を開催いたしまして、諮問・答申ということで計画として成案にして参りたいと考えております。

最後に資料5についてご説明をしたいと思えます。

資料5は、これまでの計画部会の開催の状況についてご説明した資料です。

これにつきましては、詳細はまた後でご覧いただければと思えますが、1枚目の所には計画部会、1回目、2回目の内容が書いております。3回目は今日ということになります。

めくっていただきますと、2ページと3ページの所にこれまで開催した各疾病とか事業分野ごとの会議の開催状況を記載しております。それぞれ2回から3回の会議の中で医療連携体制の内容とか課題とか、そういうものをご検討いただいております。

資料の説明は以上です。

(齊藤会長)

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

どなたもございませんか。 木村隆次委員、どうですか。

(木村(隆)委員)

ありがとうございます。

薬剤師会の木村です。

さっき説明のあった2月の中旬ぐらいに第2版の素案を医療審議会の委員と他各課に意見照会するという事なんですが、当然、さっきの基本の所に各医師会、歯科医師会、薬剤師会の意見を聴くという所があって、委員に入っているから当然くるとは思うんですが、それぞれの組織というか、例えば、薬剤師会だったら薬剤師会に照会文書というか、案が送られてきて、締め切りがあって、そこに意見を入れていって、反映できる所はするという、こういう形のこの理解でよいですか。

(齊藤会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

申し訳ございません。先ほど少し説明が抜けておりました、パブリックコメントの時に計画案に対して同時に関係団体の皆様、市町村には意見照会ということでお願いする予定でございますので、よろしく願いいたします。

(木村(隆)委員)

分かりました。

(齊藤会長)

他に何かございませんか。

なければ次の(2)青森県医療法施行条例案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

医療薬務課の吉田です。よろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

「青森県医療法施行条例の制定について」というものでございます。

今回の条例制定の理由につきましてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という長い法律なんですが、法律の施行によりまして医療法が改正されました。

これまで医療法施行規則によりまして定められておりました既存病床数の補正に関する事項、それから病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準。具体的には、医師及び歯科医師を除く従業者の人員の配置。それから、施設については、療養病床の施設の基準について都道府県の条例で定めることとされたものでございまして、今般、青森県医療法施行条例を制定するものでございます。

県条例で定める規準についてでございますが、この基準につきましては、5月に本審議

会でご説明申し上げましてご了解をいただいた内容で県条例を定めることとし、条例制定の諸手続きを進めているところでございます。

その内容について簡単にご説明いたします。

まず、既存病床数の算定、補正に関する基準でございますが、これは、現在、医療法施行規則の方で定められている基準と同じ基準について国が、県が条例を定める際に従うべき基準として示している基準でございます。現行の基準と同じでございます。これは、一般の患者が利用する病床以外の病床を病床数のカウントから除外するというものでございまして、内容的に適切であるということから、国の基準どおりとしたいということといたします。

それからもう1つ、人員配置及び施設に関する基準でございますが、各医療施設につきましては、現行の基準に基づき人員配置及び施設を整備していただきまして、適正に医療施設を運営していただいております。

今般、県が条例を定める際にあたりまして国が示した基準、これは現行の医療法施行規則で定めている基準と同じ基準でございますが、この基準につきましては、病院及び診療所を運営する上で最低限必要となる基準でございますが、それぞれの医療施設により機能・役割・経営方針などが異なると思いますので、基準以上の人員配置及び施設の整備はそれぞれの施設に委ねることが適切であるということで、県で定める、条例で定める規準につきましては、これまでの基準と同じ基準とすることといたしました。

それから、施行期日につきましては、平成25年4月1日を施行の日としております。

また、条例制定までのスケジュールですが、ただ今、パブリックコメントを2月13日まで実施しております。その後、県議会に条例案として提出いたしまして、可決いたしますと交付という運びになります。

以上でございます。

(齊藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

石田委員、何かございませんか。

(石田委員)

特にございません。

(齊藤会長)

どなたか、ございませんか。

村上委員、何かございませんか。

(村上委員)

特にございません。

(齊藤会長)

それでは、次に進んでよろしいですか。

それでは、予定の議題は終わってしまうことになりますので、その他ですが、委員の皆様から何かございませんか。この機会に何か発言したいということがございましたら、どうぞ。

木村委員、どうぞ。

(木村(隆)委員)

今日の医療計画は進んでいくわけですが、4月、この4月から第二次の「健康日本21」が改定になって始まるんですが、昨日か一昨日かな、委員会があったかと思うんですが、いわゆる「健康あおもり21」の第二次版というのが、どういうふうな感じで進んでいるのかということと、当然、保健というか、ヘルスの所にかぶると思うので、その辺との関係が今、どういう状態なのかということをお教えしてもらえればと思います。

よろしくお願いします。

(齊藤会長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

がん・生活習慣病対策課の梅庭でございます。

健康あおもり21、第二次計画につきましては、現在、パブリックコメント中でありまして、健康あおもり、健康寿命アップ推進会議の委員の構成団体であります薬剤師会さんだとか、様々な医師会さんだとかに対しましても意見照会をした上で、現在、パブリックコメント中でありまして、それ以降に「健康あおもり21」推進本部において決定されまして公表ということになる予定でございます。3月の上旬あたりに第二次計画を公表ということで予定しております。

(木村(隆)委員)

分かりました。一応、確認でした。

(齊藤会長)

どうも。

他に何かございませんか。

山口委員、何かございませんか。

それでは、少し時間が早いのですが、議題が全て終了いたしましたので、本日の会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(司会)

齊藤会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会の会議は閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

それから、先ほど部会員の指名をさせていただいております。

医療計画部会に指名された委員の皆様につきましては、この後、予定としましては5時45分からこちらの会場で引き続き計画部会の会議を開催したいと考えておりますので、ご出席くださるよう、よろしくお願いいたします。

こちらの会場を使いますので、この会議が終了後、会場設営させていただきますので、それまでの間、若干お待ちいただけますでしょうか。どうぞ、よろしくお願いいたします。